

静岡県告示第829号

静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（平成15年静岡県告示第897号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 給付金事業の種類</p> <p>給付金事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>高等職業訓練促進給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>2年以上</u>のカリキュラムを修業する場合に支給する。高等職業訓練修了支援給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>2年以上</u>のカリキュラムを修業し、その修業を終了した場合に支給する。</p> <p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金については、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の<u>20パーセント</u>に相当する額とする。ただし、その<u>20パーセント</u>に相当する当該額が<u>10万円</u>を超えるときの支給額は<u>10万円</u>とし、<u>4,000円</u>を超えないときは支給しないものとする。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が<u>24月</u>を</p>	<p>第2 給付金事業の種類</p> <p>給付金事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>高等職業訓練促進給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>1年以上</u>のカリキュラムを修業する場合に支給する。高等職業訓練修了支援給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>1年以上</u>のカリキュラムを修業し、その修業を終了した場合に支給する。</p> <p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金については、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の<u>60パーセント</u>に相当する額とする。ただし、その<u>60パーセント</u>に相当する当該額が<u>20万円</u>を超えるときの支給額は<u>20万円</u>とし、<u>12,000円</u>を超えないときは支給しないものとする。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が<u>36月</u>を</p>

超えるときは、24月) について月額10万円
(同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円) を支給する。

(3) (略)

附 則

2 平成21年6月5日に政令第30条第1項の養成機関において修業し、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに同項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第4(2)の規定の適用については、第4(2)中「修業期間に相当する期間(当該期間が24月を超えるとときは、24月)」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「月額10万円」とあるのは「月額14万1,000円」とする。

3 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに政令第30条第1項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第4(2)の規定の適用については、第4(2)中「修業期間に相当する期間(当該期間が24月を超えるとときは、24月)」とあるのは「修業期間に相当する期間(当該期間が36月を超えるとときは、36月)」とする。

超えるときは、36月) について月額10万円
(同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円) を支給する。

(3) (略)

附 則

2 平成21年6月5日に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成26年政令第313号)第1条の規定による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「政令」という。)第30条第1項の養成機関において修業し、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに同項の養成機関において修業を開始した政令第28条第1項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第4(2)の規定の適用については、第4(2)中「修業期間に相当する期間(当該期間が36月を超えるとときは、36月)」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「月額10万円」とあるのは「月額14万1,000円」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4(1)の規

定は、平成28年4月1日以後に修了した改正後の要綱第2(1)に規定する講座に係る自立支援教育訓練給付金について適用し、同日前に修了した改正前の静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱第2(1)に規定する講座に係る自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。